

「徳島県建設工事一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (参加資格の確認)</p> <p>第7条 契約担当者は、入札参加希望者から提出された申請書類及び確認資料の審査を行い、入札を所掌する部局の建設工事審査委員会の審議を経て参加資格の確認を行うものとする。</p> <p>2 契約担当者は、参加資格確認の結果を、原則として申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(県の休日を含む。)に、入札参加資格確認通知書(様式1-4)(以下「確認通知書」という。)により入札参加希望者に通知するものとする。ただし、「申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から入札参加資格確認通知書日までの期間」と連続休暇期間が重複する場合は、連続休暇期間の前後で、10日以内の日数を確保するものとする。</p> <p>なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムにより通知するものとする。</p> <p>第7条3項～8条 (略) (設計図書等の閲覧等)</p> <p>第9条 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち契約担当者が指定する方法により示すものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>(1) 閲覧 原則として徳島県入札情報サービス(以下「県PPI」という。)による電子データの閲覧(以下「電子閲覧」という。)とし、入札参加者が求める場合は、紙媒体による閲覧(紙閲覧)を行うものとする(貸出を含む)。</p> <p>(2) 交付 2 第1項第2号による場合、原則として確認通知書の通知の日の翌日から起算して3日目(県の休日を除く。)に交付を行うものとし、その旨及び交付の場所については、入札公告において明らかにするものとする。 なお、この業務は、各発注部局で定めるところにより委託できるものとする。</p> <p>3 参加資格要件を満たしていると認められた者が、設計図書等の閲覧又は交付を受けるときは、確認通知書原本を持参し、契約担当者に提示するものとする。</p> <p>4 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))を電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出することができるものとする。 なお、質問書の提出期間及び場所並びに質問書に対する回答方法については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>5 質問書の提出期間は、原則として2回設けるものとし、その期間は次のとおりとする(県の休日を除く。)。ただし、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(1) 1回目 確認通知書の通知の日から8日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間 なお、設計図書等の交付を行う場合は、次のとおりとする(県の休日を除く。)</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の交付を開始した日から5日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間</p> <p>6 質問に対する回答書の閲覧は、原則として県PPIによる電子閲覧とし、質問書の提出期日の翌日から起算して2日後(県の休日を除く。)までに開始するものとする。 なお、回答書の閲覧期間は、原則として入札開始日までに3日間(県の休日を除く。)確保するものとする。</p> <p>7 入札公告から入札参加資格申請期間の終日までの手続きが連続休暇期間と重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な入札参加資格申請期間の日数を確保するものとする。</p> <p>第10条～第12条 (略) (落札者の決定方法)</p> <p>第13条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式においては、開札後、落札者の決定を保留し、評価値の算定を行い、最も高い評価値を得た者を落札者とする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がさ</p>	<p>第1条～第6条 (略) (参加資格の確認)</p> <p>第7条 契約担当者は、入札参加希望者から提出された申請書類及び確認資料の審査を行い、入札を所掌する部局の建設工事審査委員会の審議を経て参加資格の確認を行うものとする。</p> <p>2 契約担当者は、参加資格確認の結果を、原則として申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(県の休日を含む。)に、入札参加資格確認通知書(様式1-4)(以下「確認通知書」という。)により入札参加希望者に通知するものとする。</p> <p>なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムにより通知するものとする。</p> <p>第7条3項～8条 (略) (設計図書等の閲覧等)</p> <p>第9条 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち契約担当者が指定する方法により示すものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>(1) 閲覧 原則として徳島県入札情報サービス(以下「県PPI」という。)による電子データの閲覧(以下「電子閲覧」という。)とし、入札参加者が求める場合は、紙媒体による閲覧(紙閲覧)を行うものとする(貸出を含む)。</p> <p>(2) 交付 2 第1項第2号による場合、原則として確認通知書の通知の日の翌日から起算して3日目(県の休日を除く。)に交付を行うものとし、その旨及び交付の場所については、入札公告において明らかにするものとする。 なお、この業務は、各発注部局で定めるところにより委託できるものとする。</p> <p>3 参加資格要件を満たしていると認められた者が、設計図書等の閲覧又は交付を受けるときは、確認通知書原本を持参し、契約担当者に提示するものとする。</p> <p>4 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))を電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出することができるものとする。 なお、質問書の提出期間及び場所並びに質問書に対する回答方法については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>5 質問書の提出期間は、原則として2回設けるものとし、その期間は次のとおりとする(県の休日を除く。)。ただし、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(1) 1回目 確認通知書の通知の日から8日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間 なお、設計図書等の交付を行う場合は、次のとおりとする(県の休日を除く。)</p> <p>(1) 1回目 設計図書等の交付を開始した日から5日間 (2) 2回目 1回目の質問書提出期日の翌日から4日間</p> <p>6 質問に対する回答書の閲覧は、原則として県PPIによる電子閲覧とし、質問書の提出期日の翌日から起算して2日後(県の休日を除く。)までに開始するものとする。 なお、回答書の閲覧期間は、原則として入札開始日までに3日間(県の休日を除く。)確保するものとする。</p> <p>第10条～第12条 (略) (落札者の決定方法)</p> <p>第13条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式においては、開札後、落札者の決定を保留し、評価値の算定を行い、最も高い評価値を得た者を落札者とする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がさ</p>

れないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札の場合には、最も高い評価値を得た者）を落札者とすることができることとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

2 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定するものとする。

なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムに装備されている電子くじを使用して落札者を決定することができるものとする。この場合、電子くじを使用することを入札関係書類において明らかにするものとする。

3 第1項の評価値の算定は、原則として開札日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。ただし、「開札日の翌日から落札者の決定の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、10日（県が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。

第14条～第17条（略）

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。
この要領は、平成17年5月1日から施行する。
この要領は、平成18年5月1日から施行する。
この要領は、平成19年5月1日から施行する。
この要領は、平成20年5月1日から施行する。
この要領は、平成21年5月1日から施行する。
この要領は、平成21年7月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年6月1日から施行する。
この要領は、平成24年5月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年5月1日から施行する。
この要領は、平成27年5月1日から施行する。
この要領は、平成28年5月1日から施行する。
この要領は、平成28年6月1日から施行する。
この要領は、令和3年2月1日から施行する。
この要領は、令和4年3月8日から施行する。

れないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札の場合には、最も高い評価値を得た者）を落札者とすることができることとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

2 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定するものとする。

なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムに装備されている電子くじを使用して落札者を決定することができるものとする。この場合、電子くじを使用することを入札関係書類において明らかにするものとする。

3 第1項の評価値の算定は、原則として開札日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

第14条～第17条（略）

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。
この要領は、平成17年5月1日から施行する。
この要領は、平成18年5月1日から施行する。
この要領は、平成19年5月1日から施行する。
この要領は、平成20年5月1日から施行する。
この要領は、平成21年5月1日から施行する。
この要領は、平成21年7月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年6月1日から施行する。
この要領は、平成24年5月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年5月1日から施行する。
この要領は、平成27年5月1日から施行する。
この要領は、平成28年5月1日から施行する。
この要領は、平成28年6月1日から施行する。
この要領は、令和3年2月1日から施行する。